

沖縄こどもの貧困緊急対策事業費補助金交付要綱

平成 31 年 3 月 28 日	府沖振第 40 号
令和 2 年 4 月 1 日	一部改正
令和 3 年 1 月 1 日	一部改正
令和 3 年 4 月 1 日	一部改正
令和 3 年 6 月 30 日	一部改正
令和 4 年 4 月 1 日	一部改正
令和 5 年 3 月 29 日	一部改正
令和 5 年 6 月 2 日	一部改正
令和 6 年 3 月 21 日	一部改正
令和 7 年 3 月 12 日	一部改正

(通則)

第 1 条 沖縄こどもの貧困緊急対策事業費補助金の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「施行令」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第 2 条 この補助金は、全国に比べて特に深刻な沖縄のこどもの貧困に関する状況に緊急に対応するため、沖縄の実情を踏まえた事業をモデル的・集中的に実施することにより、貧困家庭のこどもの福祉の増進に資することを目的とする。

(交付の対象)

- 第 3 条 内閣総理大臣（以下「大臣」という。）は、別記の事業名の欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。
- 2 前項の補助対象経費には、第 6 条の交付決定の日より前に実施された事業に必要な経費で大臣が認めるものを含めることができる。
 - 3 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、別記の補助事業者の欄に掲げるものとする。

(補助対象経費及び補助額)

第 4 条 補助事業に係る補助対象経費及び補助事業に係る補助金の額は、別記の補助対象経費並びに補助金の額の各欄に掲げるとおりとする。

(申請手続)

- 第 5 条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、別に定める期日までに様式 1 による補助金交付申請書を大臣に提出しなければならない。
- 2 前項の交付申請をするに当たって、補助金における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、

消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率に乗じて得た金額の合計額をいう。）（以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

- 3 前 2 項の場合において、補助事業者が市町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）であるときは、沖縄県知事を経由するものとする。

（交付決定）

第 6 条 大臣は、前条第 1 項の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、書類を審査の上、交付すべきものと認めたときは、適正化法第 6 条の規定に基づき補助事業者に補助金の交付決定を行うものとする。

- 2 前項の場合において、補助事業者が市町村であるときは、沖縄県知事は、交付申請に係る書類等を審査するとともに、必要に応じて現地調査等を行った上で、審査の結果を大臣に報告するものとする。

（交付決定の通知）

第 7 条 大臣は、前条第 1 項の規定による補助金の交付決定を行ったときは、適正化法第 8 条の規定に基づき、速やかにその交付決定の内容及びこれに条件を付した場合はその条件を、様式 2 による交付決定通知書により補助事業者に通知するものとする。

- 2 前項の場合において、補助事業者が市町村であるときは、沖縄県知事が様式 2-2 により通知するものとする。

（申請の取下げ）

第 8 条 補助金の交付決定を受けた補助事業者は、交付決定の内容又はこれに付した条件に対して不服があることにより、補助金交付の申請を取り下げようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から 20 日以内に、様式 3 による交付申請の取下げ書を大臣に提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、補助事業者が市町村であるときは、第 5 条第 3 項の規定を準用する。

（補助金の支払）

第 9 条 補助金の支払は、原則として第 15 条第 1 項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に行うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、会計法（昭和 22 年法律第 35 号）第 22 条及び予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 58 条第 4 号に基づく財務大臣との協議が調った際には、補助金の全部又は一部について概算払することができる。

- 2 補助事業者は、前項本文の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式 4 による精算払請求書を、前項ただし書の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式 5 による概算払請求書を内閣府大臣官房会計課長に提出しなければならない。

- 3 前項の場合において、補助事業者が市町村であるときは、沖縄県官署支出官に提出するものとする。

(経費の効率的使用等)

- 第10条 補助事業者は、補助事業を遂行するために契約を締結し、また支払を行う場合には、国の契約及び支払に関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげ得るように経費の効率的使用に努めなければならない。

(計画変更の承認)

- 第11条 補助事業者は、次の各号に掲げる場合には、あらかじめ様式6による申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の額の配分を変更しようとするとき（別記の市町村が実施する補助事業のうち、「7. 学習・就労支援体制強化事業」の流用は不可）。ただし、各補助事業内の軽微な変更（補助対象経費の10%以下）の場合を除く。
 - (2) 補助対象事業を変更しようとするとき。ただし、軽微な変更の場合を除く。
- 2 前項の場合において、補助事業者が市町村であるときは、第5条第3項の規定を準用する。
- 3 第7条の規定は、第1項の場合に準用する。この場合の補助金交付決定変更通知書は様式7によるものとする。
- 4 大臣は、第1項の規定による申請書を承認する場合において必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができるものとする。

(補助対象事業の中止又は廃止)

- 第12条 補助事業者は、補助対象事業を中止又は廃止しようとするときは、様式8による申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の場合において、補助事業者が市町村であるときは、第5条第3項の規定を準用する。

(状況報告)

- 第13条 大臣は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、速やかに様式9による状況報告書を求め、又はその状況を調査することができる。

- 2 前項の場合における状況報告書の提出については、補助事業者が市町村であるときは、第5条第3項の規定を準用する。
- 3 大臣は、第1項に規定する調査を沖縄県知事に行わせることができる。

(実績報告)

- 第14条 補助事業者は、補助事業を完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日まで（補助金の支払を概算払により行った場合は、補助事業を完了した日から60日を経過した日又は翌年度の5月31日のいずれか早い日まで）に様式10による実績報告書を大臣に提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、補助事業者が市町村であるときは、補助事業を完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から30日を経過した日又は

沖縄県知事が別に定める日までに提出し、沖縄県知事は、前記報告書を受理したときは、必要な審査を行うとともに、必要に応じて現地調査等を行った上で、審査の結果を大臣に報告するものとする。

- 3 第5条第2項ただし書きに該当する補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、補助金の消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助対象経費から減額して提出しなければならない。
- 4 第5条第2項ただし書きに該当する補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により補助金の消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式11による消費税等仕入控除税額報告書により速やかに大臣に提出するとともに、これを返還しなければならない。
- 5 前4項の場合において、補助事業者が市町村であるときは、第5条第3項の規定を準用する。

（補助金の額の確定等）

第15条 大臣は、前条第1項の報告を受けた場合には、実績報告書、その他の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第11条の規定に基づく変更交付決定の通知をした場合は、その通知された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式12による補助金交付額確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

- 2 前項の場合において、補助事業者が市町村であるときは、沖縄県知事が、様式12-2により市町村に通知するものとする。
- 3 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 4 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とする。ただし、補助対象事業者が補助金の返還のための予算措置につき議会の承認を必要とする場合で、かつ、20日以内の期限により難しい場合には、額の確定通知の日から90日以内とすることができる。なお、期限内の納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（交付決定の取消等）

第16条 大臣は、第12条第1項に規定する補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号に掲げる場合には、第6条第1項に規定する交付の決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、適正化法、施行令、その他の法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する

必要がなくなった場合

- 2 前項の取り消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、大臣は補助事業者に対し、期限を附して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 大臣は、第1項の(1)から(3)までの理由により交付の決定を取り消し、前項による補助金の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、前条第4項の規定を準用する。

(財産の管理)

- 第17条 事業実施主体の長は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合に要する経費を含む。）により取得し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。
- 2 事業実施主体の長は、取得財産等について様式13による取得財産等管理台帳を整え、管理しなければならない。
 - 3 事業実施主体の長は、当該年度に取得財産等があるときは、第14条に定める報告書に様式14による取得財産等明細表を添付しなければならない。

(財産処分の制限)

- 第18条 事業実施主体の長は、取得財産等のうち取得価格又は効用の増加価格が1件当たり50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産については、補助事業の完了後においても大臣の承認を得ないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲り渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。
- 2 事業実施主体の長は、取得財産等の処分を行おうとする場合は、内閣府における補助金等に係る財産処分の承認手続等について（平成20年5月27日府会第393号）により申請書を提出し、承認を得なければならない。

(補助金の経理)

- 第19条 補助事業者は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の収支簿とともに補助事業の完了、あるいは中止又は廃止の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(補助金調書)

- 第20条 補助事業者（沖縄県及び市町村に限る）は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする様式15による補助金調書を作成しておかなければならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第 21 条 補助事業者（沖縄県及び市町村を除く。）は、別紙の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請時に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(その他)

第 22 条 前条までに定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 31 年 3 月 28 日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この決定は、令和 3 年 1 月 1 日から適用する。

附 則

この決定は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この決定は、令和 3 年 6 月 30 日から適用する。

附 則

この決定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この決定は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この決定は、令和 5 年 6 月 2 日から適用する。

附 則

この決定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この決定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人の場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のあるもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、当該事業終了まで該当することはありません。

（1）補助事業者として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（2）補助事業者として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて担当官等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を取引の相手方としません。

3. 取引の相手方が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は取引の相手方が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、当該事業の担当官等へ報告を行います。

別記（第3条、第4条関係）

1. 事業名、補助対象事業の内容、補助事業者、補助対象経費及び補助金の額は次のとおりとする。

事業名	補助対象事業の内容	補助事業者	補助対象経費	補助金の額
こどもの貧困対策市町村事業	1. こどもの貧困対策支援員事業	沖縄県内の市町村（一部事務組合を含む。）	諸手当、諸謝金、旅費、庁費、委託費、補助金とし、各費目の取扱については、事業の実施要領に定めるところによる。	補助対象経費の8/10以内とする。
	①こどもの貧困対策支援員配置事業 こどもの貧困対策支援員（以下「支援員」という。）を配置する。支援員は、地域に出向いてこどもの貧困の現状を把握し、学校や学習支援施設、居場所づくりを行う NPO 等の関係機関との情報共有や、こどもの支援につなげるための調整を行う。また、こどもの居場所の担い手を確保するなどして、新たなこどもの居場所づくりの準備等を行う。			
	②支援員養成研修市町村事業 地域の実情に応じて、支援員の養成・技術向上のための研修を行う。		諸手当、諸謝金、旅費、庁費、委託費、補助金とし、各費目の取扱については、事業の実施要領に定めるところによる。	補助対象経費の8/10以内とする。
	2. こどもの居場所の運営支援事業			
	①こどもの居場所の運営支援事業 こどもの居場所を提供し、地域の実情に応じて、食事の提供や共同での調理、生活指導、学習支援、就学継続のための支援を行うとともに、キャリア形成等の支援を随時行う。			補助対象経費の8/10以内とする。
	②拠点型こどもの居場所の運営支援事業 一般的な居場所では対応が困難な貧困のこども及びその保護者に対し、ソーシャルワーク（こどもと保護者が抱える課題を包括的に理解するアセスメント、社会資源への仲介・調整、支持・援助等）を行うとともに、こどもの状況に応じて、通常の居場所で行っている食事の提供や共同での調理、生活指導、学習支援、就学継続のための支援、キャリア形成等支援活動について手厚い専門的支援を行う。			補助対象経費の9/10以内とする。

事業名	補助対象事業の内容	補助 事業者	補助対象経費	補助金の額
	③若年妊産婦の居場所の運営支援事業 若年妊産婦（概ね 18 歳以下の妊産婦）に対し、地域の実情に応じて、食事の提供や共同での調理、生活指導、学習支援、就学継続のための支援を行うとともに、専門職を配置し、妊娠・出産・育児に関する相談・指導、家計管理に対する助言、就労のための支援等安定した生活を営むための自立に向けた支援を行う。 ④専門家派遣事業 居場所職員だけでは対応することが困難な個別課題に対応するため、知見を有する専門家を居場所に派遣し、より具体的、個別的な支援を行う。 ⑤居場所職員養成研修市町村事業 地域の実情に応じて、居場所職員の養成・技術向上のための研修を行う。 3. 地域の連携協議会運営事業 地域での連携を促進するため、市町村や支援員、その他こどもの貧困対策に関する団体で構成する協議会を開催する。 4. 居場所の連絡会運営事業 個々の居場所の取組やノウハウの共有、居場所間のネットワークの形成、外部団体からの寄付等の受け入れ等、地域における居場所の連携を図り、機能の強化や地域社会とのつながりを促進するため、各市町村における全ての居場所を対象とした連絡会を開催する。 5. 地域の体験活動等との連携事業 居場所を利用するこどもに対し、地域の体験活動や習い事に触れる機会をつくることで、こどもたちの自主性や積極性を伸ばし、自己肯定感の向上につなげるモデル事業を行う。		諸手当、諸謝金、旅費、庁費、委託費とし、各費目の取扱については、事業の実施要領に定めるところによる。 諸手当、諸謝金、旅費、庁費、委託費とし、各費目の取扱については、事業の実施要領に定めるところによる。 諸手当、諸謝金、旅費、庁費、委託費とし、各費目の取扱については、事業の実施要領に定めるところによる。	補助対象経費の 9/10 以内とする。 補助対象経費の 9/10 以内とする。 補助対象経費の 8/10 以内とする。 補助対象経費の 8/10 以内とする。 補助対象経費の 9/10 以内とする。

事業名	補助対象事業の内容	補助 事業者	補助対象経費	補助金の額
	6. スクリーニング普及促進事業 沖縄県が進める、小学校等において、児童等を対象に、出欠の状況、学習状況、生活状況、家庭の経済状況などを把握し、支援の必要が高いと思われるこどもを抽出し、校内のチーム会議で対応を検討するスクリーニングの普及促進を行う。 このため、スクリーニングを導入する予定の市町村が、導入調整を行う職員の配置、スクリーニングの導入の際に必要な小学校等の教師等に対する研修の実施、小学校等からのスクリーニング導入に係る相談対応等を行う。 7. 学習・就労支援体制強化事業 地域協議会の設置により地域ぐるみの取組を推し進めるための体制を整備するとともに、地域の実情に応じて学習や就労の支援を強化する。		諸手当、諸謝金、旅費、庁費、委託費、補助金とし、各費目の取扱については、事業の実施要領に定めるところによる。 諸手当、諸謝金、旅費、庁費、委託費、補助金とし、各費目の取扱については、事業の実施要領に定めるところによる。	補助対象経費の10/10以内とする。 補助対象経費の10/10以内とする。

事業名	補助対象事業の内容	補助 事業者	補助対象経費	補助金の額
こどもの貧困対策沖縄県事業	1. 小規模離島等のこどもの貧困対策推進及び電話・メール等による相談支援体制整備事業 人材不足や社会資源の制約等の理由により、こどもの貧困対策が遅れている小規模離島等に対し、人材の派遣等を通しその取組を促進するための支援を行う。また、電話・メール等を活用した相談支援体制を整備し、支援員による支援を必要とするこどもや保護者が支援員にアプローチできる仕組みを構築する。	沖縄県	諸謝金、旅費、庁費、委託費とし、各費目の取扱については、事業の実施要領に定めるところによる。	補助対象経費の9/10以内とする。
	2. 広域的なこどもの居場所の運営支援事業 ①広域的なこどもの居場所の運営支援事業 市町村の範囲を超える広域的なこどもの居場所を提供し、地域の実情に応じて、食事の提供や共同での調理、生活指導、学習支援、就学継続のための支援を行うとともに、キャリア形成等の支援を随時行う。		諸謝金、旅費、庁費、委託費、補助金とし、各費目の取扱については、事業の実施要領に定めるところによる。	補助対象経費の8/10以内とする。
	②広域的な拠点型こどもの居場所の運営支援事業 市町村の範囲を超える広域的なこどもの居場所を提供し、一般的な居場所では対応が困難な貧困のこども及びその保護者に対し、ソーシャルワーク（こどもと保護者が抱える課題を包括的に理解するアセスメント、社会資源への仲介・調整、支持・援助等）を行うとともに、こどもの状況に応じて、通常の居場所で行っている食事の提供や共同での調理、生活指導、学習支援、就学継続のための支援、キャリア形成等支援活動について、手厚い専門的支援を行う。		諸謝金、旅費、庁費、委託費、補助金とし、各費目の取扱については、事業の実施要領に定めるところによる。	補助対象経費の9/10以内とする。
	③広域的な若年妊産婦の居場所の運営支援事業 市町村の範囲を超える広域的な若年妊産婦の居場所を提供し、若年妊産婦（概ね18歳以下の妊産婦）に対し、食事の提供や共同での調理、生活指導、学習支援、就学継続のための支援を行うとともに、専門職を配置し、妊娠・出		諸謝金、旅費、庁費、委託費、補助金とし、各費目の取扱については、事業の実施要領に定めるところによる。	補助対象経費の9/10以内とする。

事業名	補助対象事業の内容	補助 事業者	補助対象経費	補助金の額
	産・育児に関する相談・指導、家計管理に対する助言、就労のための支援等安定した生活を営むための自立に向けた支援を行う。 ④非常設型若年妊産婦の居場所モデル事業 若年妊産婦の居場所未設置の市町村において、支援対象者が出現した場合、既存施設等を活用し、非常設型の若年妊産婦の居場所を設置し、必要な支援を行う。 3. 支援員・居場所の研修等支援事業 こどもの貧困対策支援員事業及びこどもの居場所の運営支援事業をサポートするため、こどもへの支援や居場所の運営等のあり方について情報の共有や助言を行う支援コーディネーター等を配置する。 4. 全居場所の連絡会運営事業 中間支援団体等がもつ既存のネットワーク等を活かしながら、居場所同士、居場所と地域、居場所と企業等を結ぶつながりを強化し各居場所の活動を支えるための包括的なプラットフォームとして連絡会の運営支援を行う。 5. ボランティアのコーディネート事業 こどもの貧困に関して活動するボランティアの募集や必要としている機関へのあっせん等を行う。 6. 事業の成果の分析・評価・普及事業 スクリーニングの導入及び展開に関して、県内市町村に対して必要な支援を行うとともに、その導入状況等について分析・評価を行い、好事例や改善すべき点等を明らかにする。		諸手当、諸謝金、旅費、庁費、委託費、補助金とし、各費目の取扱については、事業の実施要領に定めるところによる。 諸謝金、旅費、庁費、委託費とし、各費目の取扱については、事業の実施要領に定めるところによる。 諸手当、諸謝金、旅費、庁費、委託費、補助金とし、各費目の取扱については、事業の実施要領に定めるところによる。 諸謝金、旅費、庁費、委託費とし、各科目の取扱については、事業の実施要領に定めるところによる。 諸謝金、旅費、庁費、委託費とし、各科目の取扱については、事業の実施要領に定めるところによる。	補助対象経費の10/10以内とする。 補助対象経費の8/10以内とする。 補助対象経費の9/10以内とする。 補助対象経費の8/10以内とする。 補助対象経費の10/10以内とする。

事業名	補助対象事業の内容	補助 事業者	補助対象経費	補助金の額
	7. 食支援連携推進事業 こどもの居場所や生活困窮世帯が必要とする食料品の要望を取りまとめ、企業等からの食料品調達の調整・配送等を実施する。 8. こどもの居場所に係る保健事業 保健師等を配置し、こどもの居場所等において、こども等を対象に保健に関する教育や相談支援を行う。 9. 居場所の運営改善等支援アドバイザー派遣事業 事業全体の効率的な運営という観点から、市町村からの要望により、専門的な知見を持つアドバイザーを派遣し、居場所における運営上の課題解決に向けた伴走的な支援を行う。		諸手当、諸謝金、旅費、庁費、委託費、補助金とし、各費目の取扱については、事業の実施要領に定めるところによる。 諸手当、諸謝金、旅費、庁費、委託費、補助金とし、各費目の取扱については、事業の実施要領に定めるところによる。 諸手当、諸謝金、旅費、庁費、委託費、補助金とし、各費目の取扱については、事業の実施要領に定めるところによる。	補助対象経費の9/10以内とする。 補助対象経費の10/10以内とする。 補助対象経費の10/10以内とする。
こどもの貧困対策その他事業	1. 女性の避妊に係る相談支援事業 避妊などに悩んでいる女性を対象に、女性の避妊支援に係る経験がある女性相談員による相談支援を行う。	女性相談員による女性の避妊に係る相談支援の実績があり、保健所等の関係機関との協力体制を構築している団体	諸手当、諸謝金、旅費、庁費とし、各費目の取扱については、事業の実施要領に定めるところによる。	補助対象経費の10/10以内とする。

2. 算定されたそれぞれの事業の額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

様式1（第5条関係）

文 書 番 号
〇〇 年 月 日

内 閣 総 理 大 臣 殿

住 所
法 人 名
代表者名

〇〇 年度沖縄こどもの貧困緊急対策事業費補助金交付申請書

〇〇 年度沖縄こどもの貧困緊急対策事業費補助金として下記金額を交付してくだ
さるよう収支予算書その他関係書類を添えて申請します。

記

1. 国庫補助金交付申請額 金 千円
2. 事業計画総括表（別紙）
3. 添付書類
 - （1）〇〇 年度沖縄こどもの貧困緊急対策事業費補助金収支予算書
 - （2）その他参考となる書類

(様式1_別紙)

地方公共団体名：_____

沖縄こどもの貧困緊急対策事業
事業計画総括表（市町村）

（単位：千円）

補助事業名	補助事業に要する経費 （総経費）	補助対象経費	補助所要額	備 考
1. こどもの貧困対策支援員事業	合計	合計	合計	
①こどもの貧困対策支援員配置事業	小計	小計	小計	
②支援員養成研修市町村事業	小計	小計	小計	
2. こどもの居場所の運営支援事業	合計	合計	合計	
①こどもの居場所の運営支援事業	小計	小計	小計	
②拠点型こどもの居場所の運営支援事業	小計	小計	小計	
③若年妊産婦の居場所の運営支援事業	小計	小計	小計	
④専門家派遣事業	小計	小計	小計	
⑤居場所職員養成研修市町村事業	小計	小計	小計	
3. 地域の連携協議会運営事業				
4. 居場所の連絡会運営事業				
5. 地域の体験活動等との連携事業				
6. スクリーニング普及促進事業				
7. 学習・就労支援体制強化事業				
総合計				

（注）各事業ごとに1,000円未満の端数を切り捨てて記入すること。

（注）補助所要額の欄には、交付要綱別記中補助金の額（補助対象経費に10分の10、10分の9又は10分の8を乗じて得た額以内の額）を記入すること。

(様式1_別紙)

地方公共団体名：

沖縄こどもの貧困緊急対策事業
事業計画総括表（沖縄県）

(単位：千円)

補助事業名	補助事業に要する経費 (総経費)	補助対象経費	補助所要額	備 考
1. 小規模離島等のこどもの貧困対策推進 及び電話・メール等による相談支援体制 整備事業				
2. 広域的なこどもの居場所の運営 支援事業	合計	合計	合計	
①広域的なこどもの居場所の運営 支援事業	小計	小計	小計	
②広域的な拠点型こどもの居場所 の運営支援事業	小計	小計	小計	
③広域的な若年妊産婦の居場所 の運営支援事業	小計	小計	小計	
④非常設型若年妊産婦の居場所モデル事業	小計	小計	小計	
3. 支援員・居場所の研修等支援事業				
4. 全居場所の連絡会運営事業				
5. ボランティアのコーディネート事業				
6. 事業の成果の分析・評価・普及事業				
7. 食支援連携推進事業				
8. こどもの居場所に係る保健事業				
9. 居場所の運営改善等支援アドバイザー 派遣事業				
総合計				

(注) 各事業ごとに1,000円未満の端数を切り捨てて記入すること。

(注) 補助所要額の欄には、交付要綱別記中補助金の額(補助対象経費に10分の10、10分の9又は10分の8を乗じて得た額以内の額)を記入すること。

(様式1_別紙)

補助事業者名：_____

沖縄こどもの貧困緊急対策事業
事業計画総括表

(単位：千円)

補助事業名	補助事業に要する経費 (総経費)	補助対象経費	補助所要額	備 考
1. 女性の避妊に係る相談支援事業				
合 計				

(注) 各事業ごとに1,000円未満の端数を切り捨てて記入すること。
(注) 補助所要額の欄には、交付要綱別記中補助金の額(補助対象経費に10分の10を乗じて得た額以内の額)を記入すること。

(様式1_別添)

沖縄こどもの貧困緊急対策事業
事業計画内訳書(市町村)

地方公共団体名: _____

(単位: 千円)

事業名	補助対象経費	補助所要額	備考
経費区分	積算内訳	積算内訳	
1. こどもの貧困対策支援員	合計	合計	
①こどもの貧困対策支援員配置事業	小計	小計	
②支援員養成研修市町村事業	小計	小計	
2. こどもの居場所の運営	合計	合計	
①こどもの居場所の運営支援事業	・居場所A ・居場所B 小計	・居場所A ・居場所B 小計	パンフレット等、概要がわかる資料を添付すること。 ※共同利用の場合はその旨記載すること。
②拠点型こどもの居場所の運営支援事業	・居場所A (例) 居場所名●● (●●市共同利用) ・居場所B 小計	・居場所A (例) 居場所名●● (●●市共同利用) ・居場所B 小計	パンフレット等、概要がわかる資料を添付すること。 ※共同利用の場合はその旨記載すること。
③若年妊産婦の居場所の運営支援事業	・居場所A (例) 居場所名●● (●●町共同利用) ・居場所B 小計	・居場所A (例) 居場所名●● (●●町共同利用) ・居場所B 小計	パンフレット等、概要がわかる資料を添付すること。 ※共同利用の場合はその旨記載すること。
④専門家派遣事業	小計	小計	
⑤居場所職員養成研修市町村事業	小計	小計	
3. 地域の連携協議会運営支援事業	合計	合計	
4. 居場所の連絡会運営事業	合計	合計	
5. 地域の体験活動等との連携事業	合計	合計	
6. スクリーニング普及促進事業	合計	合計	
7. 学習・就労支援体制強化事業	合計	合計	
総合計			

(注) 各事業ごとに1,000円未満の端数を切り捨てて記入すること。

(注) こどもの居場所の運営支援事業は、個々の居場所に係る経費がわかるよう記載すること。

(注) 補助所要額の欄には、交付要綱別記中補助金の額(補助対象経費に10分の10、10分の9又は10分の8を乗じて得た額以内の額)を記入すること。

(様式 1_別添)

沖縄こどもの貧困緊急対策事業
事業計画内訳書（沖縄県）

地方公共団体名：

(単位：千円)

事業名	補助対象経費	補助所要額	備 考
経費区分	積算内訳	積算内訳	
1. 小規模離島等のこどもの貧困対策推進及び電話・メール等による相談支援体制整備事業	合計	合計	年間計画等、事業の概要がわかる資料を添付すること。
2. 広域的なこどもの居場所の運営支援事業	合計	合計	
①広域的なこどもの居場所の運営支援事業	・居場所 A ・居場所 B 小計	・居場所 A ・居場所 B 小計	パンフレット等、概要がわかる資料を添付すること。 ※共同利用の場合はその旨記載すること。
②広域的な拠点型こどもの居場所の運営支援事業	・居場所 A（例）居場所名●●（●●市共同利用） ・居場所 B 小計	・居場所 A（例）居場所名●●（●●市共同利用） ・居場所 B 小計	パンフレット等、概要がわかる資料を添付すること。 ※共同利用の場合はその旨記載すること。
③広域的な若年妊産婦の居場所の運営支援事業	・居場所 A（例）居場所名●●（●●市共同利用） ・居場所 B 小計	・居場所 A（例）居場所名●●（●●市共同利用） ・居場所 B 小計	パンフレット等、概要がわかる資料を添付すること。 ※共同利用の場合はその旨記載すること。
④非常設型若年妊産婦の居場所モデル事業	小計	小計	パンフレット等、概要がわかる資料を添付すること。 ※共同利用の場合はその旨記載すること。
3. 支援員・居場所の研修等支援事業	合計	合計	年間計画等、事業の概要がわかる資料を添付すること。
4. 全居場所の連絡会運営事業	合計	合計	年間計画等、事業の概要がわかる資料を添付すること。
5. ボランティアのコーディネート事業	合計	合計	年間計画等、事業の概要がわかる資料を添付すること。
6. 事業の成果の分析・評価・普及事業	合計	合計	年間計画等、事業の概要がわかる資料を添付すること。
7. 食支援連携推進事業	合計	合計	年間計画等、事業の概要がわかる資料を添付すること。
8. こどもの居場所に係る保健事業	合計	合計	年間計画等、事業の概要がわかる資料を添付すること。
9. 居場所の運営改善等支援アドバイザー派遣事業	合計	合計	年間計画等、事業の概要がわかる資料を添付すること。
総合計			

(注) 各事業ごとに1,000円未満の端数を切り捨てて記入すること。

(注) 広域的なこどもの居場所の運営支援事業は、個々の居場所に係る経費がわかるよう記載すること。

(注) 補助所要額の欄には、交付要綱別記中補助金の額(補助対象経費に10分の10、10分の9又は10分の8を乗じて得た額以内の額)を記入すること。

(様式1_別添)

補助事業者名：_____

沖縄こどもの貧困緊急対策事業
事業計画内訳書

(単位：千円)

事業名	補助対象経費	補助所要額	備考
経費区分	積算内訳	積算内訳	
1. 女性の避妊に係る 相談支援事業	合計	合計	年間計画等、事業の概要がわかる資料を添付すること。
合計			

(注) 各事業ごとに1,000円未満の端数を切り捨てて記入すること。
(注) 補助所要額の欄には、交付要綱別記中補助金の額(補助対象経費に10分の10乗じて得た額以内の額)を記入すること。

〇〇 年度沖縄こどもの貧困緊急対策事業費補助金収支予算書

地 方 公 共 団 体 名
 〇〇 年 月 日 議 決

(単位：千円)

収 入				支 出	備 考
国庫補助金	一般歳入	その他	計		

- (注) 1 補助事業に係る予算が議決済以外の場合には、議決予定年月日を備考欄に記載すること。
- 2 地方公共団体の長は、本票について次のとおり証明又は確約すること。
- (1) 議決済の場合
 本票は、当該補助事業に係る予算書の抜粋に相違ありません。
 - (2) 議決未済の場合
 本票のとおり当該補助事業に係る予算を確保することを確約します。
 - (3) 一部議決済、一部議決未済の場合
 当該補助に係る予算は、本票のとおり一部議決済みであり、議決未決分についても確保することに相違ありません。

〇〇 年 月 日

地方公共団体の長

様式2（第7条関係）

沖縄こどもの貧困緊急対策事業費補助金交付決定通知書

住 所
法 人 名
代表者名

〇〇 年 月 日付け 第 号で申請のあった〇〇 年度沖縄こどもの貧困緊急対策事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので同法第8条の規定に基づき通知します。

〇〇 年 月 日

内 閣 総 理 大 臣

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、〇〇 年 月 日付け 第 号で申請のあった事業とし、その内容は申請書記載の事業計画のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は次のとおりとする。
ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。
なお、補助対象経費については、〇〇 年 月 日以降に実施された事業に係るものとする。

(単位：千円)

事 業 名	補助事業に 要する経費 (総経費)	補助対象経費	補助金の額
沖縄こどもの貧困緊急対策事業費補助金			

様式 2－2（第 7 条関係）

沖縄こどもの貧困緊急対策事業費補助金交付決定通知書

地方公共団体の長

〇〇 年 月 日付け 第 号で申請のあった〇〇 年度沖縄こどもの貧困緊急対策事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 6 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定されたので同法第 8 条の規定に基づき通知します。

〇〇 年 月 日

沖 縄 県 知 事

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、〇〇 年 月 日付け 第 号で申請のあった事業とし、その内容は申請書記載の事業計画のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は次のとおりとする。
ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

(単位：千円)

事業名	補助事業に要する経費 (総経費)	補助対象経費	補助金の額
沖縄こどもの貧困緊急対策事業費補助金			

内閣総理大臣 殿

住 所
法 人 名
代表者名

〇〇 年度沖縄こどもの貧困緊急対策事業費補助金交付申請書の取下げ書

〇〇 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった沖縄こどもの貧困緊急対策事業費補助金については、沖縄こどもの貧困緊急対策事業費補助金交付要綱（〇〇 年 月 日府沖振第 号）第8条に基づき、交付の申請を下記のとおり取り下げます。

記

交付決定通知書の受領年月日 〇〇 年 月 日

交付申請を取り下げようとする理由

文 書 番 号
〇〇 年 月 日

支出官
内閣府大臣官房会計課長 殿

住 所
法 人 名
代表者名

〇〇 年度沖縄こどもの貧困緊急対策事業費補助金精算払請求書

〇〇 年 月 日付け 第 号で額の確定通知を受けたので、下記のと
おり請求します。

記

1. 精算払請求額	金	_____	千円
確定額	金	_____	千円
概算払既受領額	金	_____	千円
今回請求額	金	_____	千円

2. 振込先金融機関名、支店、預金の種別、口座番号及び預金の名義

様式5（第9条関係）

文 書 番 号
〇〇 年 月 日

支出官
内閣府大臣官房会計課長 殿

住 所
法 人 名
代表者名

〇〇 年度沖縄こどもの貧困緊急対策事業費補助金概算払請求書

〇〇 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった沖縄こどもの貧困緊急対策事業費補助金について、下記金額を概算払で交付されたく請求します。

記

1. 概算払請求額 金 _____ 千円

(単位：千円)

事 業 名	交付決定額	既受領額	今回請求額	残額	備考
沖縄こどもの貧困緊急対策事業費補助金					

- 2. 金額の算出内訳
- 3. 概算払を必要とする理由
- 4. 振込先金融機関名、支店、預金の種別、口座番号及び預金の名義

内 閣 総 理 大 臣 殿

住 所
法 人 名
代表者名

〇〇 年度沖縄こどもの貧困緊急対策事業費補助金
補助事業計画変更承認申請書

〇〇 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった沖縄こどもの貧困緊急対策事業費補助金については、沖縄こどもの貧困緊急対策事業費補助金交付要綱（〇〇 年 月 日府沖振第 号）第11条の規定に基づき、下記のとおり補助事業の内容を変更したいので承認されたく申請します。

記

1. 理由及び内容（具体的に記載すること。）

2. 補助事業に要する経費、補助対象経費の変更状況

（単位：千円）

	補助事業に要する経費		補助対象経費		補助金の額	
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
補助金						

3. 事業計画総括表（別紙）

4. その他参考となる書類

(様式6_別紙)

地方公共団体名：_____

沖縄こどもの貧困緊急対策事業
事業計画総括表（市町村）

(単位：千円)

補助事業名	補助事業に要する経費 (総経費)		補助対象経費		補助所要額		備考
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	
1. こどもの貧困対策支援員事業	合計	合計	合計	合計	合計	合計	
①こどもの貧困対策支援員配置事業	小計	小計	小計	小計	小計	小計	
②支援員養成研修市町村事業	小計	小計	小計	小計	小計	小計	
2. こどもの居場所の運営支援事業	合計	合計	合計	合計	合計	合計	
①こどもの居場所の運営支援事業	小計	小計	小計	小計	小計	小計	
②拠点型こどもの居場所の運営支援事業	小計	小計	小計	小計	小計	小計	
③若年妊産婦の居場所の運営支援事業	小計	小計	小計	小計	小計	小計	
④専門家派遣事業	小計	小計	小計	小計	小計	小計	
⑤居場所職員養成研修市町村事業	小計	小計	小計	小計	小計	小計	
3. 地域の連携協議会運営事業							
4. 居場所の連絡会運営事業							
5. 地域の体験活動等との連携事業							
6. スクリーニング普及促進事業							
7. 学習・就労支援体制強化事業							
総合計							

(注) 各事業ごとに1,000円未満の端数を切り捨てて記入すること。

(注) 変更後の欄は、当初計画からの変更部分に下線を付すこと。

(注) 補助所要額の欄には、交付要綱別記中補助金の額(補助対象経費に10分の10、10分の9又は10分の8を乗じて得た額以内の額)を記入すること。

(様式6_別紙)

地方公共団体名：

沖縄こどもの貧困緊急対策事業
事業計画総括表（沖縄県）

(単位：千円)

補助事業名	補助事業に要する経費 (総経費)		補助対象経費		補助所要額		備考
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	
1. 小規模離島等のこどもの貧困対策 推進及び電話・メール等による相 談支援							
2. 広域的なこどもの居場所の運営 支援事業	合計	合計	合計	合計	合計	合計	
①広域的なこどもの居場所の運営 支援事業	小計	小計	小計	小計	小計	小計	
②広域的な拠点型こどもの居場所 の運営支援事業	小計	小計	小計	小計	小計	小計	
③広域的な若年妊産婦の居場所 の運営支援事業	小計	小計	小計	小計	小計	小計	
④非常設型若年妊産婦の居場所 モデル事業	小計	小計	小計	小計	小計	小計	
3. 支援員・居場所の研修等支援事業							
4. 全居場所の連絡会運営事業							
5. ボランティアのコーディネート事業							
6. 事業の成果の分析・評価・普及事業							
7. 食支援連携推進事業							
8. こどもの居場所に係る保健事業							
9. 居場所の運営改善等支援アドバイ ザー派遣事業							
総合計							

(注) 各事業ごとに1,000円未満の端数を切り捨てて記入すること。

(注) 変更後の欄は、当初計画からの変更部分に下線を付すこと。

(注) 補助所要額の欄には、交付要綱別記中補助金の額(補助対象経費に10分の10、10分の9又は10分の8を乗じて得た額以内の額)を記入すること。

(様式 6_別紙)

補助事業者名：

沖縄こどもの貧困緊急対策事業
事業計画総括表

(単位：千円)

補助事業名	補助事業に要する経費 (総経費)		補助対象経費		補助所要額		備考
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	
1. 女性の避妊に係る相談支援事業							
合 計							

(注) 各事業ごとに1,000円未満の端数を切り捨てて記入すること。

(注) 変更後の欄は、当初計画からの変更部分に下線を付すこと。

(注) 補助所要額の欄には、交付要綱別記中補助金の額(補助対象経費に10分の10を乗じて得た額以内の額)を記入すること。

(様式6_別添)

地方公共団体名：

沖縄こどもの貧困緊急対策事業
事業計画内訳書（市町村）

(単位：千円)

事業名	補助対象経費		補助所要額		備考
経費区分	積算内訳		積算内訳		
	変更前	変更後	変更前	変更後	
1. こどもの貧困対策支援員事業	合計	合計	合計	合計	
①こどもの貧困対策支援員配置事業	小計	小計	小計	小計	
②支援員養成研修市町村事業	小計	小計	小計	小計	
2. こどもの居場所の運営支援事業	合計	合計	合計	合計	
①こどもの居場所の運営支援事業	・居場所A ・居場所B 小計	・居場所A ・居場所B 小計	・居場所A ・居場所B 小計	・居場所A ・居場所B 小計	
②拠点型こどもの居場所の運営支援事業	・居場所A ・居場所B 小計	・居場所A ・居場所B 小計	・居場所A ・居場所B 小計	・居場所A ・居場所B 小計	
③若年妊産婦の居場所の運営支援事業	・居場所A ・居場所B 小計	・居場所A ・居場所B 小計	・居場所A ・居場所B 小計	・居場所A ・居場所B 小計	
④専門家派遣事業	小計	小計	小計	小計	
⑤居場所職員養成研修市町村事業	小計	小計	小計	小計	
3. 地域の連携協議会運営支援事業	合計	合計	合計	合計	
4. 居場所の連絡会運営事業	合計	合計	合計	合計	
5. 地域の体験活動等との連携事業	合計	合計	合計	合計	
6. スクリーニング普及促進事業	合計	合計	合計	合計	
7. 学習・就労支援体制強化事業	合計	合計	合計	合計	
総合計					

(注) 各事業ごとに1,000円未満の端数を切り捨てて記入すること。

(注) 変更後の欄は、当初計画からの変更部分に下線を付すこと。

(注) こどもの居場所の運営支援事業は、個々の居場所に係る経費がわかるよう記載すること。

(注) 補助所要額の欄には、交付要綱別記中補助金の額(補助対象経費に10分の10、10分の9又は10分の8を乗じて得た額以内の額)を記入すること。

(様式6_別添)

地方公共団体名：

沖縄こどもの貧困緊急対策事業
事業計画内訳書（沖縄県）

(単位：千円)

事業名	補助対象経費		補助所要額		備考	
	積算内訳		積算内訳			
	変更前	変更後	変更前	変更後		
1. 小規模離島等のこどもの貧困対策推進及び電話・メール等による相談支援体制整備事業	合計	合計	合計	合計		
2. 広域的なこどもの居場所の運営支援事業	合計	合計	合計	合計		
①広域的なこどもの居場所の運営支援事業	・居場所A ・居場所B 小計	・居場所A ・居場所B 小計	・居場所A ・居場所B 小計	・居場所A ・居場所B 小計		
②広域的な拠点型こどもの居場所の運営支援事業	・居場所A ・居場所B 小計	・居場所A ・居場所B 小計	・居場所A ・居場所B 小計	・居場所A ・居場所B 小計		
③広域的な若年妊産婦の居場所の運営支援事業	・居場所A ・居場所B 小計	・居場所A ・居場所B 小計	・居場所A ・居場所B 小計	・居場所A ・居場所B 小計		
④非常設型若年妊産婦の居場所モデル事業	小計	小計	小計	小計		
3. 支援員・居場所の研修等支援事業	合計	合計	合計	合計		
4. 全居場所の連絡会運営事業	合計	合計	合計	合計		
5. ボランティアのコーディネート事業	合計	合計	合計	合計		
6. 事業の成果の分析・評価・普及事業	合計	合計	合計	合計		
7. 食支援連携推進事業	合計	合計	合計	合計		
8. こどもの居場所に係る保健事業	合計	合計	合計	合計		
9. 居場所の運営改善等支援アドバイザー派遣事業	合計	合計	合計	合計		
総合計						

(注) 各事業ごとに1,000円未満の端数を切り捨てて記入すること。

(注) 変更後の欄は、当初計画からの変更部分に下線を付すこと。

(注) 広域的なこどもの居場所の運営支援事業は、個々の居場所に係る経費がわかるよう記載すること。

(注) 補助所要額の欄には、交付要綱別記中補助金の額(補助対象経費に10分の10、10分の9又は10分の8を乗じて得た額以内の額)を記入すること。

(様式 6_別添)

補助事業者名：

沖縄こどもの貧困緊急対策事業
事業計画内訳書

(単位：千円)

事業名	補助対象経費		補助所要額		備考	
	積算内訳		積算内訳			
	変更前	変更後	変更前	変更後		
1. 女性の避妊に係る相談支援事業	合計	合計	合計	合計		
総合計						

(注) 各事業ごとに1,000円未満の端数を切り捨てて記入すること。

(注) 変更後の欄は、当初計画からの変更部分に下線を付すこと。

(注) 補助所要額の欄には、交付要綱別記中補助金の額(補助対象経費に10分の10を乗じて得た額以内の額)を記入すること。

様式 7（第11条関係）

沖縄こどもの貧困緊急対策事業費補助金交付決定変更通知書

住 所
法 人 名
代表者名

〇〇 年 月 日付け 第 号で事業の内容の変更申請のあった〇〇 年度沖縄こどもの貧困緊急対策事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の規定に基づき、〇〇 年 月 日付け 第 号の交付決定を下記のとおり変更交付することに決定したので同法第8条の規定に基づき通知します。

〇〇 年 月 日

内 閣 総 理 大 臣

記

1. 補助金の交付の対象となる事業は、〇〇 年 月 日付け 第 号で変更申請のあった事業とする。
2. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は次のとおりとする。
ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

（単位：千円）

補助事業に要する経費		補助対象経費		補助金の額		
変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	増△減

様式 7 の 2 （第11条関係）

沖縄こどもの貧困緊急対策事業費補助金交付決定変更通知書

地方公共団体の長

〇〇 年 月 日付け 第 号で事業の内容の変更申請のあった〇〇 年度沖縄こどもの貧困緊急対策事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、〇〇 年 月 日付け 第 号の交付決定を下記のとおり変更交付することに決定されたので同法第 8 条の規定に基づき通知します。

〇〇 年 月 日

沖 縄 県 知 事

記

1. 補助金の交付の対象となる事業は、〇〇 年 月 日付け 第 号で変更申請のあった事業とする。
2. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は次のとおりとする。
ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

（単位：千円）

補助事業に要する経費		補助対象経費		補助金の額		
変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	増△減

文 書 番 号
〇〇 年 月 日

内 閣 総 理 大 臣 殿

住 所
法 人 名
代表者名

〇〇 年度沖縄こどもの貧困緊急対策事業費補助金
補助事業中止・廃止承認申請書

〇〇 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった沖縄こどもの
貧困緊急対策事業費補助金については、沖縄こどもの貧困緊急対策事業費補助金交付要
綱（〇〇 年 月 日府沖振第 号）第12条の規定に基づき、下記の理由により補助
事業を中止・廃止したいので承認されたく申請します。

記

1. 交付決定額 _____ 千円

2. 補助事業の中止・廃止の発生年月日及びその理由

3. 補助金の使用状況

(1) 支出済額 _____ 千円
(2) 未使用額 _____ 千円

内閣総理大臣 殿

住 所
法 人 名
代表者名

〇〇 年度沖縄こどもの貧困緊急対策事業費補助金補助事業状況報告書

〇〇 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった沖縄こどもの貧困緊急対策事業費補助金については、沖縄こどもの貧困緊急対策事業費補助金交付要綱（〇〇 年 月 日府沖振第 号）第13条の規定に基づき、下記のとおり補助事業の状況を報告します。

記

1. 補助事業実施概要

2. 補助事業実施状況

事業名	事業実施状況	事業者支出状況
沖縄こどもの貧困緊急対策事業費補助金	着手 〇〇 年 月 日	補助金交付決定額(A) 千円
	終了(予定) 〇〇 年 月 日	現在までの支出額(B) 千円
	現在までの進捗率 %	支出率 (B/A*100) %

文 書 番 号
〇〇 年 月 日

内 閣 総 理 大 臣 殿

住 所
法 人 名
代表者名

〇〇 年度沖縄こどもの貧困緊急対策事業費補助金補助事業実績報告書

〇〇 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった沖縄こどもの貧困緊急対策事業費補助金については、沖縄こどもの貧困緊急対策事業費補助金交付要綱（〇〇 年 月 日府沖振第 号）第14条の規定に基づき、下記のとおり補助事業の実績を報告します。

記

1. 事業実績報告書総括表

(単位：千円)

事業名	交付決定額		補助事業に要した経費	補助対象経費	補助精算額	備考
	変更前	変更後				
沖縄こどもの貧困緊急対策事業費補助金						

(注) 第11条に基づく補助金額の変更がなされた場合のみ、交付決定額の変更後の欄を記載すること。

2. 事業実績総括表（別紙）

3. 当該年度の歳入歳出決算（見込）書（該当部分の抜粋。本事業に係る支出済額を備考欄に明記すること。）

4. その他参考となる書類

(様式10_別紙)

地方公共団体名：_____

沖縄こどもの貧困緊急対策事業
事業実績総括表（市町村）

(単位：千円)

補助事業名	補助金交付 決定額	補助事業に要した経費 (総経費)	補助対象経費	補助所要額	備考
1. こどもの貧困対策支援員事業	合計	合計	合計	合計	
①こどもの貧困対策支援員配置事業	小計	小計	小計	小計	
②支援員養成研修市町村事業	小計	小計	小計	小計	
2. こどもの居場所の運営支援事業	合計	合計	合計	合計	
①こどもの居場所の運営支援事業	小計	小計	小計	小計	
②拠点型こどもの居場所の運営支援事業	小計	小計	小計	小計	
③若年妊産婦の居場所の運営支援事業	小計	小計	小計	小計	
④専門家派遣事業	小計	小計	小計	小計	
⑤居場所職員養成研修市町村事業	小計	小計	小計	小計	
3. 地域の連携協議会運営事業					
4. 居場所の連絡会運営事業					
5. 地域の体験活動等との連携事業					
6. スクリーニング普及促進事業					
7. 学習・就労支援体制強化事業					
総合計					

(注) 各事業ごとに1,000円未満の端数を切り捨てて記入すること。

(注) 第11条に基づく補助金額の変更がなされた場合、補助金交付決定額は様式10の変更後の額と一致させること。

(注) 補助所要額の欄には、交付要綱別記中補助金の額(補助対象経費に10分の10、10分の9又は10分の8を乗じて得た額以内の額)を記入すること。

(様式10_別紙)

地方公共団体名：_____

沖縄こどもの貧困緊急対策事業
事業実績総括表（沖縄県）

(単位：千円)

補助事業名	補助金交付 決定額	補助事業に要した経費 (総経費)	補助対象経費	補助所要額	備考
1. 小規模離島等のこどもの貧困対策推進 及び電話・メール等による相談支援 体制整備事業					
2. 広域的なこどもの居場所の運営 支援事業	合計	合計	合計	合計	
①広域的なこどもの居場所の運営 支援事業	小計	小計	小計	小計	
②広域的な拠点型こどもの居場所 の運営支援事業	小計	小計	小計	小計	
③広域的な若年妊産婦の居場所の 運営支援事業	小計	小計	小計	小計	
④非常設型若年妊産婦の居場所 モデル事業	小計	小計	小計	小計	
3. 支援員・居場所の研修等支援事業					
4. 全居場所の連絡会運営事業					
5. ボランティアのコーディネート事業					
6. 事業の成果の分析・評価・普及事業					
7. 食支援連携推進事業					
8. こどもの居場所に係る保健事業					
9. 居場所の運営改善等支援アドバイザー 派遣事業					
総合計					

(注) 各事業ごとに1,000円未満の端数を切り捨てて記入すること。

(注) 第11条に基づく補助金額の変更がなされた場合、補助金交付決定額は様式10の変更後の額と一致させること。

(注) 補助所要額の欄には、交付要綱別記中補助金の額(補助対象経費に10分の10、10分の9又は10分の8を乗じて得た額以内の額)を記入すること。

(様式10_別紙)

補助事業者名：_____

沖縄こどもの貧困緊急対策事業
事業実績総括表

(単位：千円)

補助事業名	補助金交付 決定額	補助事業に要した経費 (総経費)	補助対象経費	補助所要額	備考
1. 女性の避妊に係る相談支援事業					
合 計					

(注) 各事業ごとに1,000円未満の端数を切り捨てて記入すること。

(注) 第11条に基づく補助金額の変更がなされた場合、補助金交付決定額は様式10の変更後の額と一致させること。

(注) 補助所要額の欄には、交付要綱別記中補助金の額(補助対象経費に10分の10を乗じて得た額以内の額)を記入すること。

(様式10_別添)

地方公共団体名：_____

沖縄こどもの貧困緊急対策事業
事業実績内訳書（市町村）

(単位：千円)

事業名	補助事業に要した経費 (総経費)	補助対象経費	補助所要額	備考
経費区分	積算内訳			
1. こどもの貧困対策 支援員事業	合計	合計	合計	各事業の具体的な実施内容 がわかる資料 (任意様式) を添付すること。
①こどもの貧困対策 支援員配置事業	小計	小計	小計	
②支援員養成研修 市町村事業	小計	小計	小計	
2. こどもの居場所の運 営支援事業	合計	合計	合計	
①こどもの居場所の 運営支援事業	・居場所A ・居場所B 小計	・居場所A ・居場所B 小計	・居場所A ・居場所B 小計	
②拠点型こどもの居 場所の運営支援事 業	・居場所A ・居場所B 小計	・居場所A ・居場所B 小計	・居場所A ・居場所B 小計	
③若年妊産婦の居場 所の運営支援事業	・居場所A ・居場所B 小計	・居場所A ・居場所B 小計	・居場所A ・居場所B 小計	
④専門家派遣事業	小計	小計	小計	
⑤居場所職員養成研 修市町村事業	小計	小計	小計	
3. 地域の連携協議会 運営支援事業	合計	合計	合計	
4. 居場所の連絡会 運営事業	合計	合計	合計	
5. 地域の体験活動等 との連携事業	合計	合計	合計	
6. スクリーニング 普及促進事業	合計	合計	合計	
7. 学習・就労支援体制 強化事業	合計	合計	合計	
総合計				

(注) 各事業ごとに1,000円未満の端数を切り捨てて記入すること。

(注) こどもの居場所の運営支援事業は、個々の居場所に係る経費がわかるよう記載すること。

(注) 補助所要額の欄には、交付要綱別記中補助金の額(補助対象経費に10分の10、10分の9又は10分の8を乗じて得た額以内の額)を記入すること。

(様式10_別添)

地方公共団体名：_____

沖縄こどもの貧困緊急対策事業
事業実績内訳書（沖縄県）

(単位：千円)

事業名	補助事業に要した経費 (総経費)	補助対象経費	補助所要額	備考
経費区分	積算内訳	積算内訳	積算内訳	
1. 小規模離島等のこどもの 貧困対策推進及び 電話・メール等による 相談支援体制整備事業	合計	合計	合計	各事業の具 体的な実施 内容がわか る資料（任 意様式）を 添付するこ と。
2. 広域的なこどもの居場所 の運営支援事業	合計	合計	合計	
①広域的なこどもの居場所 の運営支援事業	・居場所A ・居場所B 小計	・居場所A ・居場所B 小計	・居場所A ・居場所B 小計	
②広域的な拠点型こども の居場所の運営支援 事業	・居場所A ・居場所B 小計	・居場所A ・居場所B 小計	・居場所A ・居場所B 小計	
③広域的な若年妊産婦 の居場所の運営支援 事業	・居場所A ・居場所B 小計	・居場所A ・居場所B 小計	・居場所A ・居場所B 小計	
④非常設型若年妊産婦 の居場所モデル事業	小計	小計	小計	
3. 支援員・居場所の研修 等支援事業	合計	合計	合計	
4. 全居場所の連絡会運営 事業	合計	合計	合計	
5. ボランティアのコー ディネート事業	合計	合計	合計	
6. 事業の成果の分析・ 評価・普及事業	合計	合計	合計	
7. 食支援連携推進事業	合計	合計	合計	
8. こどもの居場所に係る 保健事業	合計	合計	合計	
9. 居場所の運営改善等支 援アドバイザー派遣事 業	合計	合計	合計	
総合計				

(注) 各事業ごとに1,000円未満の端数を切り捨てて記入すること。

(注) 広域的なこどもの居場所の運営支援事業は、個々の居場所に係る経費がわかるよう記載すること。

(注) 補助所要額の欄には、交付要綱別記中補助金の額(補助対象経費に10分の10、10分の9又は10分の8を乗じて得た額以内の額)を記入すること。

(様式10_別添)

補助事業者名：_____

沖縄こどもの貧困緊急対策事業
事業実績内訳書

(単位：千円)

事業名	補助事業に要した経費 (総経費)	補助対象経費	補助所要額	備 考
経費区分	積算内訳	積算内訳	積算内訳	
1. 女性の避妊に係る相談 支援事業	合計	合計	合計	各事業の具体的な実施 内容がわかる資料（任意様式）を 添付すること。
合 計				

(注) 各事業ごとに1,000円未満の端数を切り捨てて記入すること。

(注) 広域的なこどもの居場所の運営支援事業は、個々の居場所に係る経費がわかるよう記載すること。

(注) 補助所要額の欄には、交付要綱別記中補助金の額(補助対象経費に10分の10を乗じて得た額以内の額)を記入すること。

文 書 番 号
〇〇 年 月 日

内 閣 総 理 大 臣 殿

住 所
法 人 名
代表者名

〇〇 年度沖縄こどもの貧困緊急対策事業費補助金消費税等仕入控除税額報告書

〇〇 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった沖縄こどもの貧困
緊急対策事業費補助金の補助対象事業について、沖縄こどもの貧困緊急対策事業費補助金交
付要綱（〇〇 年 月 日沖振第 号）第14条第3項の規定に基づき報告します。

記

1. 適正化法第15条の補助金の確定額 金 _____ 千円
(〇〇 年 月 日付け 第 号による交付額の確定通知額)
2. 補助金の額の確定時に減額した消費税等仕入控除税額 金 _____ 千円
3. 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税等仕入控除税額
金 _____ 千円
4. 補助金返還相当額（3の金額から2の金額を減じて得た額）
金 _____ 千円

注）事業実施主体別の内訳資料その他参考となる資料を添付すること。

〇〇 年度沖縄こどもの貧困緊急対策事業費補助金交付額確定通知書

住 所
法 人 名
代表者名

〇〇 年 月 日付けで交付決定した〇〇 年度沖縄こどもの貧困緊急対策事業
費補助金については、〇〇 年 月 日付け 第 号 実績報告書に基づ
き、交付額を以下のとおり確定したので通知する。

(単位：千円)

国庫補助金確定額	
----------	--

なお、超過交付となった以下の金額については、沖縄こどもの貧困緊急対策事業費補助金
交付要綱第15条第3項に基づき、〇〇 年 月 日までに返還することを命ずる。

(単位：千円)

返還額	
-----	--

〇〇 年 月 日

内 閣 総 理 大 臣

〇〇 年度沖縄こどもの貧困緊急対策事業費補助金交付額確定通知書

地方公共団体の長

〇〇 年 月 日付けで交付決定した〇〇 年度沖縄こどもの貧困緊急対策事業
費補助金については、〇〇 年 月 日付け 第 号 実績報告書に基づ
き、交付額を以下のとおり確定したので通知する。

(単位：千円)

国庫補助金確定額	
----------	--

なお、超過交付となった以下の金額については、沖縄こどもの貧困緊急対策事業費補助金
交付要綱第15条第3項に基づき、〇〇 年 月 日までに返還することを命ずる。

(単位：千円)

返還額	
-----	--

〇〇 年 月 日

沖 縄 県 知 事

様式13 (第17条関係)

〇〇 年度沖縄こどもの貧困緊急対策事業費補助金

取得財産等管理台帳（ 年度）

[illegible]

- (注) 1 対象となる取得財産等は、沖縄こどもの貧困緊急対策事業費補助金交付要綱第17条第1項に定める取得価格又は効用の増加価格が1件当たり50万円以上のものとする。
- 2 財産名の区分は（ア）事業用備品、（イ）その他の物件（不動産及びその従物等）
- 3 数量は、同一規格であれば一括して記載して差し支えない。なお、単価が異なる場合は、分割して記載すること。
- 4 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

様式14（第17条関係）

〇〇 年度沖縄こどもの貧困緊急対策事業費補助金

取得財産等明細表（〇〇 年度）

取得財産名	規格	数量	単価 (円)	金額 (円)	取得 年月日	耐用 年数	保管 場所	交付 率	備考
合計									

- （注） 1 対象となる取得財産等は、沖縄こどもの貧困緊急対策事業費補助金交付要綱第17条第1項に定める取得価格又は効用の増加価格が1件当たり50万円以上のものとする。
- 2 財産名の区分は（ア）事業用備品（イ）その他の物件（不動産及びその従物等）
- 3 数量は、同一規格であれば一括して記載して差し支えない。なお、単価が異なる場合は、分割して記載すること。
- 4 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

様式15（第20条関係）

〇〇 年度沖縄こどもの貧困緊急対策事業費補助金調書

内閣府所管

補助事業者名

(単位：千円)

国			地 方 公 共 団 体								備考
歳出予算科目	交付決定の額	補助率	歳 入			歳 出					
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額	
(項) 沖縄政策費											
(目) 沖縄こどもの貧困緊急対策事業費補助金											

- 記載要領
- 1 「科目」は、款、項、目、節に区分して記入すること。

2 「予算現額」は、歳入にあたっては当初予算額、追加更正予算額等の区分を、歳出にあたっては、当初予算額、追加更正予算額、流用等増減額等の区分を明らかにして記載すること。

3 「備考」は、当該補助金に係る確定額その他参考となるべき事項を適宜記載すること。